

監 査 報 告 書

平成26年6月20日

独立行政法人種苗管理センター

監事 一川邦彦 

監事 碓井憲男 

私たちは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの平成25事業年度における独立行政法人種苗管理センターの会計及び業務についての監査を行ったので、その結果について、次のとおり報告する。

1 監査の方法の概要

私たちは、独立行政法人通則法第38条第2項に基づいて、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて、財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類、行政サービス実施コスト計算書、附属明細書)、事業報告書及び決算報告書の監査を行った。

また、同法第19条第4項に基づき、役員会及びその他の会議に出席し、理事長から業務の報告を聴取し、主要な農場の業務の調査を行い、重要な決裁書類等の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて業務執行状況について、監査を行った。

2 監査の結果

- (1) 財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類、行政サービス実施コスト計算書、附属明細書)は、独立行政法人会計基準に従い作成され、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の財産及び損益の状況を正しく示していると認める。
- (2) 事業報告書は業務運営の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 予算の区分に従い作成した決算報告書は、会計帳簿の記載金額と一致し、正しく示していると認める。
- (4) 職務執行に関する不正の行為又は法令に違反する重大な事実はないと認める。

以上